

○金沢大学大学院法学研究科における先取履修に関する申合せ

(趣旨)

第1条 この申合せは、金沢大学学域学生の大学院授業科目の履修に関する細則第10条に基づき、金沢大学学域学生が金沢大学大学院法学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目を履修すること（以下「先取履修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(履修の資格)

第2条 先取履修ができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第4年次に在籍し、研究科に入学を希望する者又は第3年次に在籍し、早期卒業した上で研究科に入学を希望する者
- (2) 履修する前学期までの金沢大学履修規程第15条に規定するGPA値が2.2以上である者
- (3) 履修する前学期までの総修得単位数が、所属学類における卒業に要する単位数の4分の3以上である者

(履修対象授業科目)

第3条 先取履修の対象となる授業科目は、次に掲げる科目群に属する授業科目のうちから、各学期の初めに公示する。

専攻	科目群
法学・政治学専攻	専門基礎科目群、研究科共通科目群
法務専攻	法律基本科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群 (司法試験選択科目)

(履修の申請)

第4条 先取履修を希望する者は、当該授業科目が開講されるクオーターの履修登録期間中に、大学院授業科目履修願を、先取履修を希望する授業科目の担当教員の内諾を得た上で、所属学域の長（以下「学域長」という。）に提出しなければならない。

(履修の取扱い)

第5条 先取履修により修得した授業科目は、先取履修希望者が卒業後2年以内に研究科に入学した場合に限り、研究科において履修したものとみなし、研究科の修了に必要な単位として認めることができる。

(雑則)

第6条 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この申合せは令和4年12月20日から施行する。

令和2年2月13日付「金沢大学大学院法学研究科における先取履修に関する申合せ」は廃止する。